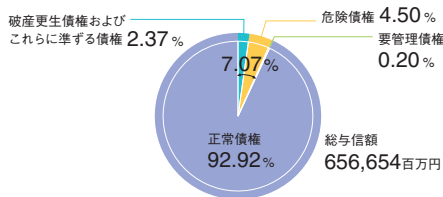


不良債権への取り組み

当行は、不良債権発生 の未然防止に努めるとともに企業再生支援の取り組みを強化し、資産の健全性維持に注力しております。また、「格付・自己査定システム」を導入し、信用変化の都度査定する随時査定方式により個別に査定し、厳正に貸倒引当処理を行う一方、担保処分や貸出債権売却等の不良債権の最終処理にも努めております。なお、当行は部分直接償却を実施しておりません。

「金融再生法開示基準に基づく債権」の総与信額に占める割合（平成22年9月末）



金融再生法に基づく開示債権（単体）の推移

	平成20年9月期	平成21年9月期	平成22年9月期
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	14,009	15,519	15,580
危険債権	39,097	31,751	29,574
要管理債権	7,090	3,513	1,330
小計	60,197	50,784	46,485
正常債権	611,039	597,596	610,168
合計	671,236	648,381	656,654
総与信残高に占める割合	8.97%	7.83%	7.07%
保全率	81.16%	84.46%	84.64%

自己査定

対象債権
貸出金、外国為替、仮払金、支払承諾見返、金融機関保証付私募債、未収利息
破綻先債権 (7,089)
実質破綻先債権 (8,490)
破綻懸念先債権 (29,574)
要管理先債権 (1,904)
その他要注意先債権 (123,537)
正常先債権 (412,333)

金融再生法開示基準に基づく債権

対象債権	保全率
貸出金、外国為替、仮払金、支払承諾見返、金融機関保証付私募債、未収利息	
破産更生債権およびこれらに準ずる債権 (15,580)	100%
危険債権 (29,574)	77.96%
要管理債権 (1,330)	53.26%
小計 (46,485)	小計84.64%
正常債権 (610,168)	

(注)
「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（金融再生法）では、開示基準の対象を貸出金だけでなく、支払承諾見返や金融機関保証付私募債等を含む与信としております（ただし、要管理債権は貸出金に限定）。また、財務内容を踏まえた債務者単位で分類しております。

リスク管理債権

対象債権
貸出金（破綻先債権・延滞債権は未収利息不計上）
破綻先債権 (7,066)
延滞債権 (37,507)
3カ月以上延滞債権 (なし)
貸出条件緩和債権 (1,330)
合計 (45,903)

(注)
破綻先債権、延滞債権については、自己査定区分で破綻懸念先以下に区分した債務者に係る全貸出金を、担保保全の状況如何にかかわらず開示しております。
リスク管理債権の貸出金残高に占める割合は7.05%ですが、これらの債権の84.54%を担保・保証等や貸倒引当金で保全しております。

平成22年9月末（単位：百万円）

●破産更生債権およびこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権

●危険債権

債務者が経営破綻状態にいたっていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取ができない可能性の高い債権

●要管理債権

自己査定区分による「要注意先」のうち、

「3カ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」

●正常債権

債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外のものに区分される債権

●破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出

金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金

●延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金

●3カ月以上延滞債権

元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しない貸出金

●貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しない貸出金